

建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第五項（第二号に係る部分に限り、第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(以降各号省略)